

労働条件

適用除外

同居の親族のみを使用する場合

男女同一賃金の原則

男性一月給制 } 本条違反 → 結果的に男女の賃金と同じ
女性一日給制 } になっても当然ダメ!

- 女性を有利に扱うことも禁止
- 産前産後の休暇又は生理休暇を有給とするのは女性を有利に扱うものとは言えない

Point
就業規則に賃金について男女差別の規定はあるが現実に行われてはならず、賃金の男女差別待遇の事実がなければ、その規定は無効ではあるが本条違反とはならない

過去問 H12・1-C
就業規則で、労働者が結婚のため退職する場合に女性には男性に比べ2倍の退職手当を支給することが定められているときは、その定めは労働基準法第4条に反し無効であり、行政官庁は使用者にその変更を命ずることができる。▶「○」

適用除外

家事使用人 ⇒ 適用除外

- 法人に雇われ、その役職員の家庭において、その**家族の指揮命令**のもとで家事一般に従事している者は、家事使用人である → **適用除外**
- 個人家庭における**家事を事業として請け負う者**に雇われて、その**指揮命令**のもとに当該家事を行う者は、家事使用人に該当しない → **労基法適用される**

だれの指揮命令を受けているかで判断

公民権行使の保障

労働者・使用者の定義

労働者とは…職業の種類を問わず、事業又は事務所に**使用される者**で、**賃金を支払われる者**をいう
※使用者の指揮命令の下に労働し、その労働の対償として賃金を支払われる者、つまり**使用従属関係**にある者のことをいう

※1 **使用者**とは…**事業主又は事業の経営担当者**その他その**事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者**をいう
↓
労働基準法各条の義務についての履行の責任者をいい、**実質的に一定の権限を与えられている者**をいう

※1 事業の経営主体をいい、**個人企業**にあってはその**企業主個人**、**法人**にあっては**法人そのもの**をいう

労基法の適用の単位

適用の単位
事業の名称又は経営主体等に関係なく、**に関連して一体をなす労働の態様**によって事業としての適用を決定する

原則
A社 { 本社 — 東京
支社 — 大阪 }
場所的に分散しているため **労基法は別個の事業とみなし別々に適用する**

例外
同一の場所
工場 1号 製造業
診療所 13号 保健衛生業
↑ 別個の事業とみなす

労働者派遣

労働契約

この部分のみ無効
(強行的効力)
↓
8^時で契約した
ことになる
(直律的効力)

10^時/_日
労働
時間

この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。

有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

同一使用者との間で締結された2以上の有期労働契約の
通算契約期間が5年を超える労働者

↓

現在締結している有期労働契約が満了するまでの間に

↓

現在の有期労働契約が満了する日の翌日から労務が提供される
期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたとき

↓

使用者は当該申込みを承諾したものとみなす

STEP UP

その契約期間内に無期転換申込権が発生する有期労働
契約を締結する場合は

↓

今回の契約に関する「絶対的明示事項」と「相対的明示事
項」のほか「無期転換申込みに関する事項」並びに「無期転
換後の「絶対的明示事項(②を除く)」と「相対的明示事項」
を明示しなければならない

Point

「無期転換の申込みに関する事項」並びに「無期転換後の
絶対的明示事項(②と昇給に関する事項を除く)」も
書面交付の方法により明示しなければならない

労働契約

期間の定めのある労働契約を締結した労働者
※その期間が1年を超えるものに限る

例

3年

1年

民法628条の規定にかかわらず、労働契約期間の
初日から1年を経過した日以後は、使用者に申し
出ることにより、いつでも退職することができる

- 有期事業を除く
- 専門的知識等を有する(勞)
- 満60歳以上の(勞)

} を除く
(5年契約までOKの者)

許可・認定・承認・認可等

労基・安衛・労災・雇用・徴収・健保・国年・厚年・常識

許可	
----	--

$\frac{1}{2}$ 以上	
------------------	--

認定	
----	--

過半数	
-----	--

承認	
----	--

$\frac{2}{3}$ 以上	
------------------	--

認可	
----	--

$\frac{3}{4}$ 以上	
------------------	--

$\frac{4}{5}$ 以上	
------------------	--

その他（届出等）

--	--

--	--